

令和4年第3回町議会臨時会会議の経過（4月25日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 議会の開会に先立ちまして、議場内の皆様に申し上げます。議席番号2番の山崎政司議員が4月8日に急逝をされました。山崎政司議員は令和元年5月に町議会議員に当選され、令和3年5月からは、総務環境常任委員長を務められるなど、豊富な知識と経験に基づき、町や議会の活性化や住民福祉の向上のために御活躍をされてきました。
- ここで、皆様へ御協力をお願いし、議員の御冥福をお祈りいたしまして、黙祷をしたいと思います。
- それでは、全員御起立をお願いをいたします。
- 黙祷。
- (黙祷)
- 議 長 お直りください。
- 御着席をお願いします。
- 皆様の御協力に感謝を申し上げます。
- さて、続きまして、4月1日付の人事異動で新しい課長が誕生いたしました。新しい課長の紹介を異動された課長と併せて、副町長よりお願いいたします。
- 副町長。
- 副 町 長 すみません。おはようございます。それでは、4月1日付の人事異動、それから定年退職、それから役場の組織機構の改革に伴いまして、若干の課長の異動がありましたので、新課長が2名誕生、それから、若干の課長の異動がありましたので、御報告、紹介させていただきます。
- なお、5人の新しい課長がこの席に来ておりますけれども、順次紹介が終わった後、御挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。
- ちょっと座ったままで、着座にて紹介させていただきます。
- 最初に、企画総務課のほうで、佐藤参事兼企画総務課長でございます。佐藤参事に役場の危機管理担当参事ということでお願いします。

参事兼企画総務課長

佐藤でございます。

重責ではございますが、全力で取り組みますので、よろしくお願いいたします  
ます。

副 町 長

続きまして、都市整備課の課長兼参事荻野課長でございます。荻野課長に  
は災害対応の担当参事ということで兼務をしていただきます。なお、新東名  
対策室長も兼務だったんですが、ここで兼務を外させていただきました。

参事兼都市整備課長

荻野です。

引き続き、よろしくお願いいたします。

副 町 長

続きまして、地域防災課、松田課長でございます。

地 域 防 災 課 長

松田です。引き続きよろしくお願いいたします。

副 町 長

町民税務課の高橋課長でございます。

町 民 税 務 課 長

皆様、おはようございます。

このたび、町民税務課長を拝命いたしました。高橋真知子でございます。  
本日はこのようなお時間をいただき、誠にありがとうございます。まだまだ  
若輩者ではございますが、議会の皆様の御指導を賜りながら、役場を訪れた  
お客様に明るく、そして親切に丁寧な対応を心がけてまいりたいと思ってお  
ります。どうぞよろしくお願いいたします。

副 町 長

続きまして、福祉課の内田課長でございます。

福 祉 課 長

おはようございます。

4月から福祉課長を拝命いたしました内田と申します。よろしくお願いいたします  
たします。

少子高齢化が進む中で福祉行政につきましては、課題が山積しております。  
誠心誠意頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

副 町 長

続きまして、保険健康課の尾崎課長でございます。

保 険 健 康 課 長

保険健康課長の尾崎です。今後もどうぞよろしくお願いいたします。

副 町 長

続きまして、新東名対策室長の野地室長でございます。

新 東 名 対 策 室 長

このたび、新東名対策室長を拝命いたしました野地です。

スマートインターチェンジと新東名高速道路の一日も早い開通を目指しつ  
つも安全・安心な事業の実施のために努力いたします。

また、新東名工事や現東名リニューアル工事に伴って起こる地元との様々

な問題についても町民の立場に立ち、しっかりと対応してまいりたいと思います。何分若輩者ですが、議員皆様の御指導・御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

副 町 長 続きまして、会計課長、湯川課長でございます。

会 計 課 長 会計管理者兼会計課長を4月より仰せつかりました湯川と申します。

何分若輩者で至らない点多々ございますが、この職に見合う知識をより多く身につけるよう努力をさせていただきたいと思っております。議員の皆様につきましても、御指導・御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

副 町 長 続きまして、高橋こども教育課、前は学校教育課長だったんですが、課の名前が変わったということで、こども教育課長、高橋課長でございます。

こども教育課長 こども教育課長、高橋でございます。

引き続き、よろしくお願いいたします。

副 町 長 続きまして、生涯学習課長の畠山課長です。

生 涯 学 習 課 長 4月から生涯学習課長を拝命いたしました畠山と申します。

生涯学習、文化、スポーツ等、幅広い分野でございますが、私が入庁した31年前の生まれ育った山北町のために働きたいという思い、いま一度、初心に返り、町議会の皆様から御指導・御鞭撻をいただきながら、一生懸命頑張っ  
てまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

副 町 長 続きまして、皆様に一番関係深い、深井議会事務局長でございます。

事 務 局 長 議会事務局の深井でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。

副 町 長 一応、4月1日付のこういうふうな人事異動になりましたけれども、御挨拶は、もう今順次させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 それでは、ただいまから令和4年第3回山北町議会臨時会を開会いたします。  
(午前9時30分)

なお、議場内における新型コロナウイルス感染対策につきましては、引き続き、御留意ください。

また、会議に入る前に議長報告を行います。令和4年3月31日、府川輝夫議員から一身上の都合により辞職願が提出されました。地方自治法第126条に基づき、同日付でこれを許可いたしましたので報告いたします。

さらに、議会運営委員会の構成員数が2名欠員となったことで、同委員会から補充の要請があり、山北町議会委員会条例第5条第4項に基づき、瀬戸伸二議員と遠藤和秀議員を議会運営委員に指名したことを報告いたします。

また、同委員会の互選により、副委員長に和田成功議員が選任されたことも併せて報告をいたします。

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町長 皆様、おはようございます。本日は令和4年第3回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、2月24日にロシアがウクライナへ軍事的な侵攻を開始してから2か月が経過し、現地では演劇場や鉄道の駅などが爆撃されるなど、各地で戦闘が激化し、民間人を含む多くの貴い命が失われております。連日マスメディアで報道されております現地の被害の大きさと現地に暮らす方々の悲痛な表情に、私自身大変心を痛み、深い悲しみを感じております。いかなる理由があろうとも、このような武力行使は決して許されるものではございません。犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、この戦争が一日も早く終息し、ウクライナの方々が安心して暮らせる日々が戻ることを心から願っております。

なお町では、ウクライナ人道危機への救援金の募金箱を役場庁舎などへ設置しておりますので、議員の皆様におかれましても御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、今月8日には、洒水の滝遊歩道の渡り初め式を開催し、平成16年の落石事故以来封鎖していた旧遊歩道に代わって、新たな遊歩道と観瀑台が完成し、一般開放も始まりました。あと数日でゴールデンウィークも始まり、本格的な観光シーズンに入ってまいりますので、多くのハイカーや観光客の皆様、雄大な滝を目の前で見たいと考えております。そして、観光スポットとしての魅力が大きく高められた洒水の滝に、多くの方が訪れることで町ににぎわいが戻るきっかけとなることを期待しております。

また今月中旬には、重点事項を適切かつ効率的に実施するため、理事者、

関係課長などによる主要事業推進会議を課ごとに開催し、私が担当課長から各事業の進め方について考え方を聞き、その後、事業の推進方法の確認や課題の整理を行ったところでございます。今年度については、新たに課長職に就いた職員が多くおりましたので、昨年よりも時間をかけて所属長の考えをじっくり聞き、事業の実施について細かく指示いたしました。

昨年度も、新型コロナウイルスにより中止せざるを得ない事業がございましたが、本年度は町の重点事業に位置づけられた事業の目的を達成するため、コロナ禍での取り組み方を検討した上で、現場職員一丸となって積極的に推進するとともに解決しなければならない課題については、粘り強く立ち向かっていく所存でございますので、議員の皆様におかれましても御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、第6波のピーク時に比べると、全国的に新規感染者数は減少傾向にあるものの、第7波を危ぶむ報道もされており、引き続き警戒が必要な状況が続いております。

こうした中、本町におけるワクチン接種につきましては、先月15日に5歳から11歳までの子どもを対象とした接種券を発送し、今日一日から医療機関での個別接種が始まったところでございます。また、今年の2月から健康福祉センターを会場として行ってまいりました18歳から65歳までの方を対象とした3回目のワクチン集団接種につきましては、今日16日で終了となりますが、都合がつかず、いまだに接種できていない方もいらっしゃると思いますので、引き続き県や足柄上医師会と連携し、希望される町民全ての皆様が接種できるよう取り組んでまいります。

明るい話題がなかなか少ない中ではございますが、野球界におきましては、千葉ロッテマリーンズの佐々木朗希投手が、今日10日のオリックス・バファローズとの試合において28年ぶり、史上16人目となる完全試合を史上最年少で達成されました。二十歳とまだ若い佐々木投手の今後のさらなる活躍に期待したいと思っております。

さて、令和4年第3回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和4年度一般会計、特別会計の補正予算案件2件、報告案件2件の合計4件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

まして、御挨拶といたします。

議長 臨時会の議会運営について、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1番 瀬戸 皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、令和4年第3回臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、報告案件2件、補正予算案件が2件、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についての5件であります。審議方法につきましては本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

会議録署名議員に、議席番号5番、鈴木登志子議員、議席番号12番、富田陽子議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、報告第2号 専決処分の承認について。山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第2号 専決処分の承認について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法施行令の改正に伴い急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により報告し、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、報告第2号について御説明させていただきます。3枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

初めに、条例改正の概要でございますが、国民健康保険税に係る負荷限度額について、医療分と後期高齢者支援金分をそれぞれ引き上げたもので、地方税法施行令の改正に伴うものです。地方税法施行令に改正があった場合、例年は6月定例会で一部改正を上程させていただいておりましたが、4月に遡及して適用するということから県より3月31日までに改正することが望ましいという指導があり、専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。1枚おめくりください。

第2条第2項は、医療分の課税限度額を改正前63万円から改正後65万円に改めたものでございます。また、第3項では、後期高齢者支援金分について、改正前19万円から改正後20万円に改めたものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、令和4年4月1日より施行する。

適用区分。第2項、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、報告第2号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第2号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

日程第2、報告第3号 専決処分の承認について(令和3年度山北町一般会計補正予算(第13号))について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第3号 専決処分の承認について。

令和3年度山北町一般会計補正予算(第13号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和3年度山北町一般会計補正予算(第13号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。山北町長 湯川裕司。

2ページをお開きください。

令和3年度山北町一般会計補正予算(第13号)。

令和3年度山北町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,013万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億6,741万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、令和3年度山北町一般会計補正予算（第13号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴うものなどを地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、2款地方譲与税から17款県支出金まで、補正額1億8,013万7,000円を増額するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費及び13款予備費を、歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

6ページの2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金は、それぞれ額の確定に伴う補正でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

10款の環境性能割交付金につきましても、確定による補正でございます。

11款地方特例交付金は、4,393万円の補正でございます。説明欄の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、新型コロナウイルスによる影響で固定資産税を減免した額を国が交付金で補填をするもので

ございます。

12款地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定により、5,440万2,000円の増額でございます。

13款交通安全対策特別交付金についても、額の確定によるものでございます。

17款県支出金につきましても、電源立地地域対策交付金の確定によるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費につきましては、2億円の増額補正でございます。

説明欄の基金管理事業、財政調整基金の積立金は、今後のコロナウイルス対策などによる財政需要に対応するため、1億円を積み立てるものでございます。

公共施設整備基金につきましては、洒水の滝遊歩道整備の償還などのため、1億円を積み立てておくものでございます。

13款予備費につきましては、1,986万3,000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、報告第3号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第3号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第3号は原案どおり承認されました。  
日程第3、議案第39号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第39号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度山北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,026万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ55億3,726万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による増額で、歳入歳出それぞれ1億5,026万4,000円を増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第39号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス対策に伴う補正予算でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、16款国庫支出金及び20款繰入金を、1億5,026万4,000円を増額補正するものでございます。

歳出につきましては、3款民生費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。4ページ、5ページをお願いいたします。

下段の2、歳入を御覧いただきたいと思います。

16款国庫支出金、2項国庫負担金、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の限度額、1億26万4,000円の増額でございます。詳細は歳出で御説明いたしますが、国の補正予算に伴うもので、コロナウイ

ルス対策の交付金でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、11目財政調整基金繰入金は、国庫補助を超える分の新型コロナウイルス支援策のため、5,000万円を繰り入れるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

次に歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は2,103万5,000円の増額でございます。説明欄に記載の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業として、コロナ禍の長期化により困窮する世帯の生活を支援するため、町商品券を支給するもので、消耗品費と通信運搬費は事務経費、非課税世帯等経済支援商品券として、プレミアム付商品券を2万円分、額面で3万円を1,012世帯に支給するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、276万4,000円の増額でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業として、国の特別給付金において、所得制限により支給対象とならなかった世帯に町が独自給付を行うもので、通信運搬費と口座振替手数料は事務経費で、子育て世帯生活支援特別給付金として、55人に5万円を支給するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、40万円の増額でございます。母子保健事業として、コロナ禍で出産を控えた妊婦にタクシー代を助成するもので、妊婦タクシー助成金として、一回当たり1万3,000円を上限に、5回を限度に支給をするものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は、1,105万円の増額でございます。説明欄の町商工会助成金は、自宅療養者等に必要な食料等の配送支援で、1セット7,000円を150セット見込んでございます。

中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金、1,000万円は、中小企業・小規模事業者の事業継続を支援するもので、20事業者を見込んでおります。

4目商品券特別会計繰出金は、7,203万2,000円の増額でございます。プレミアム付商品券を2万4,048部発行するための事務経費と、50%のプレミアム分を商品券特別会計に繰り出すものでございます。詳細につきましては、次の議案第40号について御説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開きください。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は、2,295万7,000円の増額でございます。

給食事業は、学校給食費補助金で、小中学校の学校給食に係る経費を補助するもので、通常分は6か月分、材料費高騰対応分として10か月分を予定してございます。

新型コロナウイルス感染症防止学習支援・教育環境整備事業の副教材費等補助金は、小中学生に副教材費を支給するものでございます。

5 項社会教育費、3 目青少年育成費は、836万6,000円の増額でございます。青少年育成活動推進事業で、学生等に図書や日用品等購入に係る経費を助成するものでございます。消耗品費は、高校生225人に図書カード5,000円、クオカード5,000円を支給し、大学生等295人に図書カード1万円、クオカード1万円を支給するものでございます。通信運搬費は事務経費でございます。

13款予備費については、1,166万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第39号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 12番、富田です。

7 ページの保健衛生総務費の妊婦タクシー助成金なんですけども、これ、今回妊婦に対してつけていただいたのは、大変ありがたいなと思っております。質問させていただきたいのは、なぜ今回の補正で、ここで上がってきたのかということと、あとこの1万3,000円が5回ということなんですけども、これはどういう根拠といいますか、どういうところから発生した金額なのか教えていただきたいです。

議 長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 まず、なぜこの段階で計上させていただくのかということなんですけども、足柄上病院の分娩機能が小田原市立病院に集約化されたということになりました。この関係で近隣町でもタクシー助成をしようという動きが広がってございまして、ここで町も妊婦さんの経済的負担を軽減を図るために行

いましょうということで、ここで計上させていただいたものでございます。

また、上限、一回1万3,000円の5回の根拠でございますが、妊婦さんが自分で車を運転するというのが、妊娠後期のあたりが自分で運転していくのがなかなか大変だといったお話もあり、妊娠後期の5回分、4回は健診に行きますので、往復ですね、片道1回として往復で4回分。あとは、もう一回は、陣痛が発生したときの1回ということで、合計5回ということで計上してございます。

1万3,000円の金額ですけれども、調べたところ、山北から最も遠いと思われる箒沢地区から、深夜のタクシー料金でおおむね1万3,000円程度で市立病院までタクシー代がかかるということが分かりましたので、上限は1万3,000円としたものでございます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 今のことで根拠は理解できました。これは会社とかを指定されているものなのか、あとは使い方というのは、後払いなのか、先に助成されるのか、そういうことはどう考えられています。

議 長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 行く先が指定されているかということですか。タクシー会社。

すみません、申し訳ないです。タクシー会社は限定してございません。それから償還払いとなります。つまり利用して、その領収書を後日、健康づくり班に提出していただいて、口座に振り込むという形でございます。

議 長 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

9ページの青少年育成費なんですけれども、当初予算では、400万ほどの計上だったんですけれども、ここで急遽クオカード等、商品券等配付するというのは、何か事情が変わったとか、何かがあったんでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生 涯 学 習 課 長 町では、山北町学生等応援給付金事業実施要綱を定めまして、山北町出身の学生を対象に、図書や日用品購入に係る支給事業を実施することによって、新型コロナウイルスの影響による保護者や学生の経済的負担の軽減を図る、健全な学生生活を送るための支援策として、ここで計上させてい

いただきました。

年度が替わりまして、新年度が始まりました。高校生、大学生ともに新生活が始まって、新たな日用品等も必要になってくる時期でございます。今が一番効果的であって、また少しでも早く支給をしてあげたいと考えまして、補正予算で計上させていただきました。

以上です。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 苦学生を応援するというのは、非常に素晴らしい制度だと思いますけれども、まだ4月ですよ。当初予算では、計画がなかったということなんですか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 そのとおりでございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 じゃあ、周りの状況を確認しながら、ここは支援が必要だなという判断をされたということによろしいんですか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 山北町では、昨年7月に御承認をいただきまして、子育て世帯生活支援特別給付金において、ゼロ歳から15歳までの子育て世帯に、クオカードと図書カードを給付した経緯がございます。そのときに支給のなかった青少年、いわゆる高校生及び大学生につきましても、いまだコロナ禍で思うような行動やアルバイトができないということで、経済的負担を少しでも軽くしてあげたいという目的で計上させていただいております。

議 長 7番、瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸 7番、瀬戸です。

成人年齢が4月1日より18歳に引き下げられたんですけど、青少年という立場からすると、18歳が青少年に入るのかという部分で、助成することはいいことなんですけれど、ちょっとその辺が引っかかるんですが。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 こちら、今回の対象が学生等とございます。こちらが、学生等の定義といきますと、大学1年生から4年生まで、それから短期大学、予備校、各

種学校がございます。その方たち、一応、要綱等では29歳までということ  
で定めさせていただいております。これが、何で29歳以下かといいますと、  
内閣府の青少年育成推進本部が定めた青少年大綱では、おおむね30歳未満  
の者を対象として青少年育成施策を推進しておりますので、同様の年齢ま  
で支給の対象といたしました。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石 田 13番、石田でございます。

9ページの事務局費の給食事業なんですけれども、先ほどの御説明では、  
通常分が6か月分で、10か月が食材の高騰などに対応するというような御説  
明だったのではないかと思いますけれども、そうしますと、これは個人では  
なくて、給食事業に直接支給するというものなんですか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 昨年度と同じように個人ではなく、給食費のほうに、学校のほうで給食費  
の会計がございますので、そちらのほうに人数分補助をしていく考えです。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

10番、遠藤和秀議員。

10番 遠 藤 9ページの副教材費等補助金とあるんですけど、これは、どのようなもの  
かをちょっとお聞きしたいんですけども。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 家庭でとか学校で、教科書以外で使いますドリル等がありますんで、そち  
らのほう、通常でしたら保護者の負担になるんですけども、こちらのほう  
を町のほうで負担させていただくという考えでございます。

議 長 遠藤和秀議員。

10番 遠 藤 このドリルというのは、小学校と中学生も入るんですか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 これは小中学校の児童・生徒でございます。

議 長 3番、和田成功議員。

3番 和 田 今の説明ですと、小中学生に対して副教材ないし学校給食費、高校生、大

学生にはクオカード、図書カード等の補助をされて、計画なんですけど、未就学児に対しての支援、その世帯に対する支援というのが見えてこないんですけど、令和4年度から、ゼロから15の一貫教育というところ、切れ目のない支援と言っていた割には、未就学児に対する支援というのが見えないんですけど、その辺についてはどういうふう考えているんでしょう。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 未就学児につきましては、3歳から5歳児までは、幼稚園、保育園、保育料のほうが無料になっております。なおかつ、給食費のほうも無料ということになっておりますので、そちらのほうで補助ができていないのかというふうに考えております。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 今の説明ですと、3歳から5歳ということだったんですが、ではゼロ歳から2歳についてはどのように考えられていますでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 今、課長のほうから話がありましたように、3歳から以上ということで、給食の件だとかそういった面で説明ありました。小中学校については、保護者負担の額が非常に大きい、給食の関係。それに対して、山北町では、今年から、まだ実際にはやっていませんが、できるだけ早くということで、5月の、できれば6月中にはやりたいというふうに、給食の、完全給食については対応を考えてございます。

そういった中で、給食の関係、それから副教材費、これについても、小学生の低学年あたりで4,000円から5,000円以上、それから中学生になりますと1万円を超える額の、年間の中で、それだけ金額が副教材費という形の中でかかります。そういった面で一律ということではなくて、それぞれの年齢に応じた、そういう保護者への負担ということで考えておりますので、今回については、ゼロから小中学生ということに限定した中で、対応のほうを考えさせていただくということでございます。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 現時点ではゼロから5歳というのは支援しているんで、今回はないということなんですけど、今後その部分についても、いろいろ検討していい

ただきたいと思います。

以上です。

議長 教育長 教育長。  
教 育 長 ゼロから15歳までの一貫教育保育というところでございますけども、支援の仕方が、それぞれの年齢に応じた支援が必要じゃないかなというふうに思っています。ですから、何が何でも全て統一の経済的な支援じゃなくて、どちらかというに一貫教育保育については、指導内容。こちらのほうの支援をしっかりとつないでいこうということがメインでございますので、経済的な面とは、またちょっと切り離した考えで取り組むべきだというふうに考えてございます。

議長 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 はい、瀬戸でございます。

9ページの関連なんですけど、給食事業のことなんですけれども、当初予算で3,758万5,000円にプラス、またここで補正するという事は、単に材料費が高騰しているとか、そういう状況で補正されるのか、もう一度お伺いしたい。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 当初予算で計上させていただきます給食費は、給食の調理に係る委託でございます。本来は、材料費は保護者が負担します給食費で賄いますので、こちらの分を今回計上させていただいてございます。

議長 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 はい、瀬戸でございます。

そうしますと、保護者の負担が減るということでしょうか。それとも、逆に、この間、新聞にちょっと書いてありましたけど、一人に関わるコストが高くなったから、単にということと、あと栄養状況のため、よくするため、一食幾らでしたっけ。平均で100円ぐらい上がるんじゃないか、上げられるんじゃないかなんていう、そういう観点からなんでしょうか。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 今回6か月の給食費の補助ということで、この分は保護者の負担が6月分

まるまる減ります。それと、今物価の高騰、小麦粉だとか油とか、その辺、高騰しております。これからなるんですけれども、将来に向かって給食費のほうも、そのような材料費が上がっているということで、値上げのほうを考えていかなきゃいけないということでございますけれども。今回、今年につきましては、値上げの幅といいますか、今計算していくと、1か月当たり200円ぐらいが必要ではないかということで、今回その分を補正として上げさせていただきました。将来的には、その分も給食費のほうで値上げのほうを、保護者等の御理解いただきながら上げていく方向でございます。

議 長

教育長。

教 育 長

給食の関係で、二つの内容がございます。一つは、通常の給食費。小学生が4,300円、中学生が4,800円、1か月の給食費です。これを6か月分無償にしましょうということが一つあります。もう一つが、今いろんな食材、物価の高騰によって、栄養士が試算したところ、大体200円ぐらいだろうということです。油ですとか小麦粉ですとかパン、そういったものが軒並み上がっているという状況で、これをいわゆる200円、多分足りなくなるだろうという想定がございます。それを、今供給している質を落としてやることも可能なんですけども、町としては、給食費の質を落として、いわゆるデザートを何日かに1回やったり、あるいはこれまでの給食の量を減らすとか、そういうことで調整をするべきですけども、それをしたくない、質は維持していきたいと。こういう考えの中で、200円分の値上げが必要だろうということで、来年度については、そういった面でPTAの方々とか保護者の方々と、これから約半年以上、1年ぐらいかけて給食費を幾らにすべきかと、いわゆる給食の内容まで踏み込んで、給食費は幾らが妥当だろうということで考えていかなければいけないというふうに考えてございます。そういう中で、今回は200円の値上げすべき、質を落とさないで供給をしましょうということで、200円の10回、これから始めますので、10か月分の計上をさせていただいたということでございます。

議 長

ほかに質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8 番 清 水

8番、清水でございます。

先ほどの教育長の答弁の中に、ゼロ歳から15歳の一貫保育教育についてということで、これについては、いろいろ議論させていただきましたけれども、確認ですが、あくまでも教育について、これはゼロ歳から15歳までということで、子育てについてのほうには別であるというふうなことで捉えたんですが、それで間違えはないでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 子育てという、学校で行う教育と家庭の中で行うものがございます。そういった面では、学校だけと家庭とを分けて考えるではなくて、それは関連を持って、一緒に進めていくべきものであるというふうに考えています。そういう面での一貫教育保育という考えでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 今の答弁ですと、ちょっと納得のできないところがあります。私が確認を求めたのは、国が言うようなこども庁的なものを考えていたけれども、そうではなくて、あくまでも教育ということ、すなわち、今度の組織の改編でも、あくまでも教育の中での改編でした。私はその中に福祉のほうも入ってくるかなと思ったら、そうではないということで。

また、さらに先ほどの答弁からいくと、一貫というのはあくまでも教育の、学校だけじゃなくて、教育の中でも一貫教育であると。だからこれは福祉とは別個だよというふうなことで捉えたんですが、そのところはちょっとはつきりしないところなんですけれども、その答弁、先ほどは教育ということでゼロから15、したがってゼロから2歳については、これ前に質問しましたけれども、一つの場所に集めてやるようなことではないと。また国のほうも、教育については3歳からであって、ゼロから2については教育には、乱暴に言うとなじまないということでした。ですから、そういう考え方に立っているというふうに解釈をしたんですが、これは間違いでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 町が進めようとしているゼロから15歳の一貫教育保育といいますのは、まず一つは一元化という、今まで福祉課が担当していました保育園、それからこども園、こども園については、所管が内閣府、保育園は厚労省。幼稚園、小中学校が文科省。こういうふうなところを一つにしましょうという

のが、一貫教育保育の町の考え方です。

ですから、まず、そののところを一つにして、教育と保育を分けるんじゃないくて、ここを一つの考え方で進めていきたいと思いますというのが一つ大きな捉えです。ですから、福祉を何も入れないのかということですけども、例えばこども庁の中では、虐待を早く見つけようということで、それを一つにしようというところが国の考えでございます。ですから、家庭内での虐待ですとかそういったものには、文科省とかそういったところは、直接は関わりません。ですから、今までも福祉課が担当してございましたけれども、さらにそのところを強く連携をして進めていきたいと思いますというのが、この町の考え方です。そのところは、一つ壁というんですかね。そういったところがありましたけれども、そのところを一つの連携をしっかりとつくっていきたいと思いますというのが、町の考え方です。

ですから、ほかのところと違うというところは、保育を教育委員会の中に置いてやっていくというのが、保育、それから教育というのは関連性があって、それぞれ分けることはできない。保育園やこども園でも、そのところは明確に分けてございませぬので、そのところをしっかりと連携をさらに深めていこうというのが、つながりをしっかりと持っていきたいと思いますというのは、町の考え方でございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 　　そもそも論が、子どもの虐待等を含めて子どもを守ること。これが根本にあるのかなということ、これは、認識は同じだと思うんですが、先ほどの答弁では、ゼロ歳から2歳については、今回については省かれていると。今、町が進めようとしているのは、やはり教育の中で一貫教育であると。したがって、ゼロ歳から2歳については、なかなかそこに入り込むのが難しい。だから、そのところの整理が非常に曖昧であるということだと思います。

ですから、先ほど和田議員も質問しましたけれども、じゃあゼロ歳から2歳はどうなるの。今後考えていくということになるのか、それから、あくまでも子どもを守ること、それから教育もしていくんだということから、福祉も含めてということですが、今の考えでいくと、あくまでも教育のほうは主であって、そのほかの、特にゼロから2については、ちょっと弱いんじ

やないのか。少なくとも家庭の中で育てている、そこについての補助等も考えられてしかるべきだと思いますが、それについて、今回はないと言わざるを得ない。今後考えていくのか、それを含めて、私はゼロから15歳の一貫教育保育ですから、そのところも含めて、若干ここについては整理をする必要が町はあるのではないのか、もう少しはっきりとした提案が議会になされてしかるべきではないのか。これでは町の人にこうだという説明が非常にしにくい。そういうことで、その辺をもう一度はっきりとさせていただきたいが、いかがでしょうか。

議 長  
教 育 長

教育長。

山北町には、既にゼロから、それから幼稚園、保育園、こども園卒業までの5歳、いわゆる就学するまで、小学校に入るまでの、ゼロ歳から小学校に入るまでの間のカリキュラムが既にできてます。1期から5歳卒業までの19期までのカリキュラム、それぞれの年齢ごとの、一つの年齢でも前期、中期、後期それぞれ分けたりして。そして、山北町に住む子どもたちがそれぞれの保育園やこども園や幼稚園で目指す、どういう力をこのときにはつけなきゃいけないのか、そういったものを共通で進めていくものということで、カリキュラムが既にできています。それをさらに、今後は小学校までの、いわゆるうまくそのつながりがしっかりやりましょうということで、アプローチカリキュラム、そしてスタートカリキュラム、いわゆる小学校につながるカリキュラム、そして小学校が始まるカリキュラム、そういったものをつくっていかうということで、今進めているところでございます。

ですから、幼稚園、保育園、こども園の段階ではゼロ歳から、1歳からですね。1歳からそれぞれの中で目指すべきそういった教育内容、あるいは保育内容、そういったものを統一した中で、町として進めていきたいと思います。

ですから、先ほど和田議員の質問に答えましたように、教育保育の内容を全て同じに、縦のつながり、横のつながり、これはできるだけそのところをしっかりとつなげていきたいと思います。ただ、経済的な支援については、全て同じで、例えば給食の問題、それぞれやり方も違います。あるいは、その

他のいろんな方法が、経済的なやり方もございます。そういった面では、いろんな制度もありますし、それぞれの中でできるだけつながりのあるそういった支援をしていきたいと思いますということで、今回は、それがいわゆる小学生以上、小中給食等を中心に副教材、そして高校や大学までは、今度は、応援給付、そういった形で、今回町としては考えたということでございます。ですから、小さい子どもたち、保育園や子どもたちと小中学生、義務教育のつながりを経済的に分断しているという、そういうことではなくて、それは関連しながら、これまでの、今までの町の施策、そういった面を含めながら、今回考えたということでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石 田 13番、石田でございます。

7ページの商工業振興費のプレミアム付商品券の件なんですけれども、これは、国庫支出金が7,700万入っているということは、国の事業なのかなとは思いますが、プレミアム付商品券については、50%の場合は、今回で2回目なんですけれども、店舗限定券があるので、これで商店街等、活性化されているのかなとは想像はつくんですけども、この商品券発行について、経済効果等、どのような状況を見極めているのでしょうか。

議 長 はい。石田照子議員、よろしいですか。

はい、石田照子議員。

13番 石 田 石田でございます。

これは国の事業かどうか、その辺はいかがでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 こちらについては、こちら、先ほどの歳入のほうで御説明ありましたが、地方創生の交付金の、臨時特例交付金を活用させていただこうと考えたものです。

以上です。

議 長 1番、瀬戸恵津子議員。

1番 瀬 戸 ただいま7ページのところで、商工振興費のところで、町商工会助成金、今、御説明で一セット7,000円分、150件と、あと中小企業・小規模事業者等

持続化補助金1,000万。これの、ここでまた補正した状況というか、背景を伺います。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 まず、町商工会助成金、食料配送サービスのほうの関係でございます。こちらにつきましては、もともと補正予算で予算を計上させていただいた予算のものです。そこが3月31日までで50戸分のもので完了している状態で、4月以降のものを対応するために、今回105万円ほど、予算計上させてもらったものです。

それと、中小企業・小規模事業者等の持続化の補助金です。こちらにつきましても、当初予算の段階で100万円、予算のほうはありました。さらに、ここで、事業者のほうの支援という形で、やはり新たなコロナ対策という形で、皆さん、事業者さんのほうの後押しができるような形で少し考えさせていただいたもので、今回1,000万円のせらせてもらっているものです。

以上です。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 この一セット7,000円というのは、たしかコロナの対象者の方ですよ。このところ、すごく山北も増えていたので、やはりその対応ができなくなってしまったという形で、今後に備えてという形での150件分でしたっけ。そうですね、予想を立てたということですね。これはじゃあ、この事業、すごくうまく回っているというか、支障なく住民に行き渡っている、例えばコロナの方に行き渡っているという評価でよろしいですね。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 食料配送の関係につきましては、2月の15日の受付を開始、それから、最終的には3月の14日に受付のほうも、またさせてもらってやってまいりましたが、もともと予算の範囲内、予算では、一応50セット分あったわけなんですけど、令和3年度につきましては、その50セット分ちょうどぴたりで数字のほうも収まりました。

今回につきましては、7,000円掛ける150セットですね、こちらのものを予算としてのせさせてもらって、今年度の分として、一応対応できるものを考えております。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 7ページの児童福祉総務費の子育て世帯支援特別給付金（町）とありますけれども、これの御説明で、国の支給対象から外れてしまった方に55名が対象だということだったんですけれども、具体的にはどういうことで対象から外れてしまった方が、今回の対象になったのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらのつきましては、国の給付金の関係で、児童手当、児童特例給付ですね。こちらの手当を受けていた方が、こちらの対象外となりましたので、この方々が今回の対象となります。こちら、町で把握しておりますのが、おおむね町から児童手当の特例給付を受給されている方、公務員を除いた方で12世帯28名。それから、国の給付金の支給申請をした中で、所得制限により却下になった方、この方が約9世帯15名。それから、これから申請が必要な方ということで、昨年9月30日時点、国の給付金の基準日時点で、高校生のみを養育されている方、こちら町のほうで把握しておりませんで、この方々を見込みで含みまして、約55名という形で見込んでおります。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 今で対象者は理解できました。これ、全体的なことではちょっと御質問したいんですけども、今回、歳入で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、国からの補助金が出ているんですけども、これを活用している歳出の事業と、利用していない一般財源から出しているものとあると思うんですけども、今回のこの補正予算、ほとんどが、おおむねがこのコロナ対応だと思うんですけども、この臨時交付金を使用していないものというのは、具体的に使用できなかったのか、何か理由があったのかお聞かせください。

議 長 副町長。

副 町 長 前に、以前、私のほうで申し上げましたけれども、ゼロか幾らかと国で決められた金額が。所得、国が決めた要件をちょっとでもオーバーしちゃうと

ゼロになっちゃう。3万円がいいんじゃないか、5万円がいいんじゃないかというふうな議論をさせていただき、国のほうでは、あくまでも国の基準を外れた分は、国は面倒見ないということなんです、町の姿勢として、町長の姿勢として、例えば10万円があったときに5万円でも3万円でも、少し、ちょっとオーバーしたぐらいはいいんじゃないかと、やってあげたいというようなこともありまして、その分は町の財源でやるということでございます。

幸いにして、地方交付税等もありましたので、財政調整基金を取り崩した中で対応して、町民の幸せのために対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。  
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第39号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。  
続きまして、日程第4、議案第40号 令和4年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第40号 令和4年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)。  
令和4年度山北町の商品券特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,227万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,967万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算はプレミアム付商品券を発行するため、歳入歳出それぞれ1億9,927万2,000円を増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 それでは、議案第40号 令和4年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

2ページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、1款財産収入及び3款繰入金で1億9,227万2,000円の増額補正で、補正後の予算額は1億9,967万7,000円とするものでございます。

次に歳出につきましては、1款の商品券売払費と歳入と同額の1億9,967万7,000円を増額するものです。

4ページ、5ページを御覧ください。事項別明細書を御説明いたします。

2、歳入でございます。1款1項1目の物品売払収入につきましては、プレミアム付商品券の売払収入がございしますが、1冊5,000円のプレミアム付商品券を2万4,048冊分販売することとし、1億2,024万円増として計上しております。

次に、3款1項1目の一般会計繰入金でございますが、プレミアム付商品券の販売に係るプレミアム率として、50%相当額の6,012万円や、事務費相当額として、7,203万2,000円を計上しております。

歳出でございます。1款1項1目の商品券売払費につきましては、総額1億9,227万2,000円を増額するものでございます。

まず、商品券売払事業でございますが、こちらにつきましては、1億8,994万3,000円を計上しております。こちらの内訳でございますが、需要費につきましては、商品券自体の印刷製本費等、商品券の販売に係る事務経費でございます。

役務費につきましては、購入申込みをされた方への購入引換券等に係る郵送料でございます。

委託料につきましては、申込みを受けた方へ購入引換券、はがきですが、こちらの発送に際し、発送先に関するデータを印刷及び発送する業務の委託

料でございます。

備品購入費につきましては、案内看板作成用の備品購入費でございます。

負担金、補助及び交付金につきましては、今回のプレミアム付商品券に関する問合せを受けるコールセンター業務を山北町商工会で担っていただくための係る、こちらの助成金でございます。

償還金、利子及び割引料は、プレミアム付商品券の換金代金でございます。商品券の売払収入、1億2,024万円と、50%のプレミアム相当額6,012万円の合計額となり、1億8,036万円でございます。また、今回のプレミアム付商品券の販売業務に際し、会計年度任用職員を3名任用させていただく予定ですので、その経費として、説明欄に記載させていただき、報酬、職員手当等、共済費、旅費として、232万9,000円を計上しております。

6ページをお開きください。

給与費明細書のほうです。会計年度任用職員が3名追加となったことによるものでございます。詳細については、後ほどお目通しください。

また、今回の商品券の概要についてということで、本日卓上配付のほうをさせていただいておりますので、今年度の、すみません、今回補正予算に計上させていただいております商品券の概要については、こちらのほうを御覧いただければと思っております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第40号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 前回プレミアム付商品券を販売いたしまして、大変好評で、1万8,000冊ですよね。売り上げたわけですがけれども、その経済効果というのはどのような、を見込んでいるのでしょうか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 今、石田議員のほうから御意見、御説明ありましたのは、実際の申込みにつきましては1万8,002冊、そして還付金の実績につきましては1万7,895冊という形でした。いわゆる販売率としましては、これ99.41%。さらに、これのお金のほうですが、換金につきましても、1億3,384万8,000

円という実績で、こちらも99.73%と、ほぼ100%に近い金額での、行っております。こちらのお金が全て山北町内の登録事業所のほうで換金がなされているわけです。ですので、そういった面で町外への流出を防げているのが、この1億3,000万円以上のものがあるわけですので、これについては非常に効果があったのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 大変効果があったということで、また国の事業でこのような商品券を販売していただけるのは、町民もうれしいんじゃないかと思えますけれども、前回、早い時期に完売してしまって、追加で、補正で追加したと思うんですけども、また今回、福祉の分を抜けば2万冊くらい販売するんじゃないかと思うんですけども、余った場合、あるいは足りなかった場合の対応というのは今回どのようにされるのでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 まず2万冊とさせていただいている根拠でございますが、令和3年度の申込み実績、1万8,000程度ですが、これを若干上積みという形でカウントして、2万冊を想定しているものでございます。令和2年度も1万1,212冊という形でした。ですので、3か年連続で考えてみますと、数字的には、発行冊数は伸ばしている状態での予算計上をさせていただくわけですので、こちらで何とかなるのではなかろうかとは考えているところです。

しかしながら、令和3年度は予想以上の好評でありまして、予算の追加をさせていただくような、御承認をいただくような事態になりました。こちらにつきましては、予約という形になりますので、予約状況を見ながら、必要に応じて予算のほうの計上するなりの判断をさせていただければと考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 予約をしてということは、急遽、また補正で増やすというような対応はしなくても何とかなるという判断ですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 申し訳ございません。急遽と言われると非常に苦しい答弁になってしま

います。実際、2万冊分については、一般販売として想定しております。ですので、そこまではいけると当然考えているわけなんです、受付が非常に伸びてしまうことも十分考えられます。昨年度も状況で、非常に使い方、実際に購入された方々の、いろんな使い方ができるんだということを分かっていたように、それがいろいろ口コミで広がっているようで、申込み冊数が昨年度は非常に増えたような状態もありました。

ですから、これにつきましては、予約状況を本当に見させていただきながら、必要に応じてという形になるかもしれませんが、場合によっては、こちらの卓上配付させてもらいましたが、購入条件のところ、1人当たり10冊という形になっておりますが、どうしても、予算のほうも厳しいような状態であった場合には、上限冊数を上回った場合には購入できる冊数のほうを調整させていただくことも考えられるという形は御理解いただければと思っております。

以上です。

議 長 すみません。ほかに関連質問ございますか。

なければ、石田照子議員。

13 番 石 田 最後の質問なんですけれども、申込みをいただいてからコロナの関係で混雑を防ぐために、順次発送していくということなんですけれども、そして最後に、利用期間が短くなる可能性もあるというふうにしていますけれども、利用期間が今年の12月31日までということで、7月初旬から始まって、12月31日となると、短くなる方は何か月くらいの使用期間になるんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 昨年度の換金、引換えの実績で考えますと、昨年は11月末までの引換えという形になっていました。ですから、とは言いながらも、やはり年末までに、皆さん使いたいというような傾向が非常に多い状態で、それまでに、ほぼほぼ換金のほうは、商品券の引換えのほうは済ませている状態でしたので、それほど多くはないと考えております。

また今回、使用期間のほうを7月初旬から12月31日までとさせていただく予定です。こちらになりますと、当然、年末の引換えまでに少しでもやりたいので、遅くとも11月までぐらいには、引換えのほうはほぼほぼ完了するの

ではなかろうかというものを考えております。

議長 ほかにも質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

石田照子議員、大丈夫ですか。

じゃあ、石田照子議員。

13 番 石 田 しつこくてすみません。山北の商品券って、多分、使用期限って1年ありましたよね。これが7月から12月までと期限を短くしてしまうには、やっぱり消費喚起を促すための何かもくろみがあるんでしょうか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 プレミアム付商品券でございます。こちらのプレミアム分につきましては、地方創生の臨時交付金のほうを財源として活用させていただくことがあります。こちらにつきましては、事業者への換金、こちらにつきましても年度内までに完了させる必要性がございます。そのため、そういった関係がありまして、年度内の、してる、要は1年以上として、1年以内という形にはしていないという形は背景になります。

それと、先ほども御説明させていただきましたが、ほぼほぼ利用を、申込みをされる方はある程度、自分自身でこれをしたいというような目的を持って購入される方、また次のバージョンとしては、12月の年末年始に向けてという形の、大きく分けて二つのパターンがあると考えています。ですので、最初に引換えのほうで完了される方については、もう最初の段階からお金を大分使って商品券を使われているという傾向があります。ですので、12月31日という形でなったとしても、それは大きな問題はないのかなど。令和3年度も、実際、1月以降での使用実績が、本当にパーセンテージでいくと1割に満たないような状態でしたので、こちらの使用期限を、今回も12月31日という形で設定した背景がございます。

以上です。

議長 ほかにも質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 12番、富田です。

今回2万4,048冊、商品券を発行するということですが、今結構いろんなところで、電子マネーみたいな、P a y P a y だったりそういうものが

普及していると思うんですが、今回のこの商品券も、印刷製本代とか事業者がそれを換金するとか、結構紙ならではの手間もかかると思うんですけど、電子化みたいなことは検討とかはされたりしないんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 電子決済のは、確かに、最近、非常にどこの市町村でも実施しているのはあります。こちらを実際にやる場合には、事業者さんの、まず受入れ体制が整えなければいけません。そこをまず構築するのに、ある程度のお時間が必要になります。商工会の事業として、令和元年度でしたかね、独自で支援事業を実施したと聞いております。その際は、やはり電子マネーのほうの関係、大手のものを無料キャンペーンの中でやったそうですが、やはりその後、経費はどうしてもかかってしまうわけで、その経費のほうの負担、あと決済事務の関係もありまして、ほとんどの事業者さんが手を下ろしてしまったという背景がございまして、今年度も商品券という形で紙によるものを想定しております。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第40号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第5、足柄西部清掃組合議会議員の補充選挙についてを議題といたします。

事務局長より説明いたします。

事務局長。

事務局長 足柄西部清掃組合同規約第6条第3項におきまして、組合議員が欠けた場合は、当該組合議員を選出した各町の議会において、速やかに組合議員の選挙を行わなければならないとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

選挙の方法については、指名推選で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、足柄西部清掃組合議会議員は指名推選の方法で補充選挙を行います。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名推選したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、足柄西部清掃組合議会議員は議長の指名推選の方法で補充選挙をいたします。

よって、総務環境常任委員会の副委員長、瀬戸伸二議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、足柄西部清掃組合議会議員の補充議員は、瀬戸伸二議員を当選人と決定いたしました。

以上をもちまして、令和4年第3回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会といたします。

お疲れさまでした。

(午前10時59分)